

(別紙③)

## 運動部活動の留意事項について

下記の内容を、全部活動顧問や部活動指導員、外部指導者と共通理解したうえで適切に対応すること。

### 1 令和2年5月25日(月)から5月31日(日)まで

- ① 活動は平日のみとし、少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- ② 活動場所は、原則学校内とする。但し、通常の活動場所として使用している施設については可とする。
- ③ 身体接触を伴う活動は行わないこと。
- ④ 市内外の他校との交流(合同練習や対外試合、合宿等)は実施しないこと。

### 2 令和2年6月1日(月)以降

- ① 「日南市中学校部活動の方針」に沿って、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ② 活動場所は、原則学校内とする。但し、通常の活動場所として使用している施設については可とする。
- ③ 身体接触を伴う活動は当面の間行わないこと。
- ④ 市内外の他校との交流(合同練習や対外試合、合宿等)は当面の間実施しないこと。

### 3 具体的な留意事項

- ① 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。
  - ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
  - ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
  - ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。
- ② 練習前の健康状態(検温、発熱等の風邪症状の有無等)を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ③ 一斉臨時休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- ④ 部室等の利用にあたっては、短時間での利用としたり一斉に利用しないなどに留意するように指導すること。
- ⑤ 活動中はこまめに生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。また、マスクを携行し、場面に応じて、マスクを着用すること。
- ⑥ 部活動で使用する用具や物品の共用を出来るだけ避けること。共用を避けるのが難しいものについては、使用后手洗いをするように指導するとともに使用した用具や物品については消毒を行うこと。
- ⑦ 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- ⑧ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。
- ⑨ 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせること。

※ 県の通知をもとに段階的な対応を今後通知する予定である。

※ 市内外の感染状況によっては対応を見直すこともあり得る。

(別紙④)

## 文化部活動の留意事項について

下記の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応すること。

### 1 令和2年5月25日(月)から5月31日(日)まで

- ① 活動は平日のみとし、少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- ② 活動場所は、原則学校内とする。但し、通常の活動場所として使用している施設については可とする。
- ③ 身体接触を伴う活動は行わないこと。
- ④ 市内外の他校との交流(合同練習や対外試合、合宿等)は実施しないこと。

### 2 令和2年6月1日(月)以降

- ① 「日南市中学校部活動の方針」に沿って、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上 of 休養日を設定すること。また、1日の活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ② 活動場所は、原則学校内とする。但し、通常の活動場所として使用している施設については可とする。
- ③ 身体接触を伴う活動は当面の間行わないこと。
- ④ 市内外の他校との交流(合同練習や対外試合、合宿等)は当面の間実施しないこと。

### 3 具体的な留意事項

- ① 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。
  - ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動としないよう配慮すること。
  - ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
  - ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。
- ② 練習前の健康状態(検温、発熱等の風邪症状の有無等)を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ③ 生徒の体力の状況等を確認しながら、段階的な練習計画を立てて実施すること。
- ④ 唾液の飛沫による感染に注意すること。例えば、吹奏楽・合唱では、楽器等について適切な唾液の処理を行うこと。また、円形や向かい合っでの発声練習等を行わないこと。
- ⑤ 器具や備品等の衛生管理を随時行うこと。例えば、マイクを使用する場合は、その都度消毒すること。
- ⑥ 活動する際には、生徒同士の間隔を十分にとること。
- ⑦ 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- ⑧ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。
- ⑨ 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせる。

※ 県の通知をもとに段階的な対応を今後通知する予定である。

※ 市内外の感染状況によっては対応を見直すこともあり得る。